

法改正時の

就業規則見直しと助成金活用

～オススメの助成金をお伝えします～

助成金は、従業員のために現行法を上回る良いことをする会社がもらえます。改正法を世の中に浸透させるために存続し続ける助成金もありますが、法改正後は助成金が縮小・廃止されるため、法改正前がねらい目です。就業規則見直しと助成金活用についてわかりやすくお伝えいたします。

令和4年11月29日(火)

14:00～16:00

場所 富士商工会議所 4階 会議室

定員 40名(先着順)

内容

- ・助成金とは
- ・最近の法改正
- ・オススメの助成金
- ・法改正前がねらい目
- ・補助金とは

対象 中小企業経営者及び人事・労務担当者

講師
社会保険労務士
ひらまつ ひであき
平松 秀章 氏



助成金申請が得意な元ハローワーク職員

ハローワークに国家公務員として30年以上勤務。求人者・求職者との相談経験が豊富。「あなたと相談したい」とご指名をいただく事が多く公務員には向かない民間タイプ。そこで「ハローワーク勤務ではサービス過剰になってしまうことを社労士になってやってみたい。国民全体の奉仕者である公務員を辞めて、会社様が困っていることに自分の知識・経験でお役に立ちたい」という理念のもと社労士事務所を起業。

問合せ

富士商工会議所 富士中小企業相談所
富士市瓜島町82番地 TEL:0545-52-0995

お申込みは、下記の申込書にご記入の上FAXにてお申込みください。

QRコードからも
お申込みいただけます！

労務セミナー申込書

【FAX 0545-52-9796】

| 事業所名 | | 業種 | | 会員区分 | 会員・非会員 |
|------|--|-------|-----|------|--------|
| 所在地 | | ①受講者名 | 役職名 | 氏名 | |
| 電話番号 | | ②受講者名 | 役職名 | 氏名 | |

ご記入いただいた情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行いません。